

弁護士報酬の敗訴者負担の取扱いについて

1 司法制度改革審議会意見

勝訴しても弁護士報酬を相手方から回収できないため訴訟を回避せざるを得なかった当事者にも、その負担の公平化を図って訴訟を利用しやすくする見地から、一定の要件の下に弁護士報酬の一部を訴訟に必要な費用と認めて敗訴者に負担させることができる制度を導入すべきである。この制度の設計に当たっては、上記の見地と反対に不当に訴えの提起を萎縮させないよう、これを一律に導入することなく、このような敗訴者負担を導入しない訴訟の範囲及びその取扱いの在り方、敗訴者に負担させる場合に負担させるべき額の定め方等について検討すべきである。

2 検討状況（司法アクセス検討会で検討中の主な論点等）

弁護士報酬の敗訴者負担制度導入の根拠

敗訴者負担を導入しない訴訟の範囲及びその取扱いの在り方

- ・ 行政訴訟
- ・ 労働関係訴訟
- ・ 消費者関係訴訟
- ・ 人事訴訟
- ・ 人身損害に関する訴訟（公害，薬害，医療過誤等）
- ・ その他

敗訴者に負担させるべき額の定め方

- ・ 訴額を基準に定める考え方
- ・ その他の考え方

その他